

平成23年度
中小企業者のための
広島県制度融資のご案内

県費預託融資制度
無担保スピード保証融資制度

お 知 ら せ

(県費預託融資制度に関する変更点)

- ◆ **設備資金の貸出利率を1%引き下げました！**
※平成23年度の新規融資分（緊急対応融資を除く）が対象です。
- ◆ **一部の資金について融資期間を延長しました！**
例えば「経営安定融資（一般資金）」の運転資金については、
【平成22年度】5年以内 ⇒ 【平成23年度】7年以内
- ◆ **環境・エネルギー関連産業で事業拡大等を行う方に対する「新成長分野支援資金」を創設しました！**
※融資にあたっては、一定の要件を満たす必要があります。

平成23年4月
広島県商工労働局経営革新課

1 県費預託融資制度とは

中小企業者等の事業用資金を円滑に供給するため、融資原資の一部を金融機関に預ける（預託）ことにより、金融機関の協力を得て行う長期・低利の融資制度です。

- 融資決定は、最終的に、金融機関の判断によって行われます。
- 借入時に、固定金利か変動金利のどちらかを選択できます。
- 一部の資金を除き、信用保証協会の信用保証が必要です。

2 無担保スピード保証融資制度とは

県、信用保証協会及び金融機関が連携し、県が信用保証協会の代位弁済に伴う損失の一部を負担することにより、中小企業者に対し、担保及び第三者保証人を不要とする迅速な資金提供を行う制度です。

3 融資の対象となる方は

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等です。（創業支援資金等は、この限りではありません。）

対象事業者

- 中小企業者：資本金又は従業員数のどちらかが、次表に該当する企業

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業等 (建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
商業	卸売業	1億円以下
	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

- 小規模企業者：中小企業者のうち、従業員が20人（商業及びサービス業は5人）以下の企業
- 組 合 等：事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合並びにこれらの者で組織する連合会
- 中 堅 企 業：株式市場に上場されていない株式会社（中小企業者を除く。）

対象業種

- 信用保証協会の保証対象業種が融資の対象となります。
- 飲食業・娯楽業・宿泊業等のうち風俗関連営業等や金融・保険業等は対象となりません。また、政治・経済・文化団体、宗教法人、非営利団体等も対象となりません。

4 お申し込み先は

- 取扱金融機関へお申し込みください。
現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることもできます。

【県費預託融資制度】

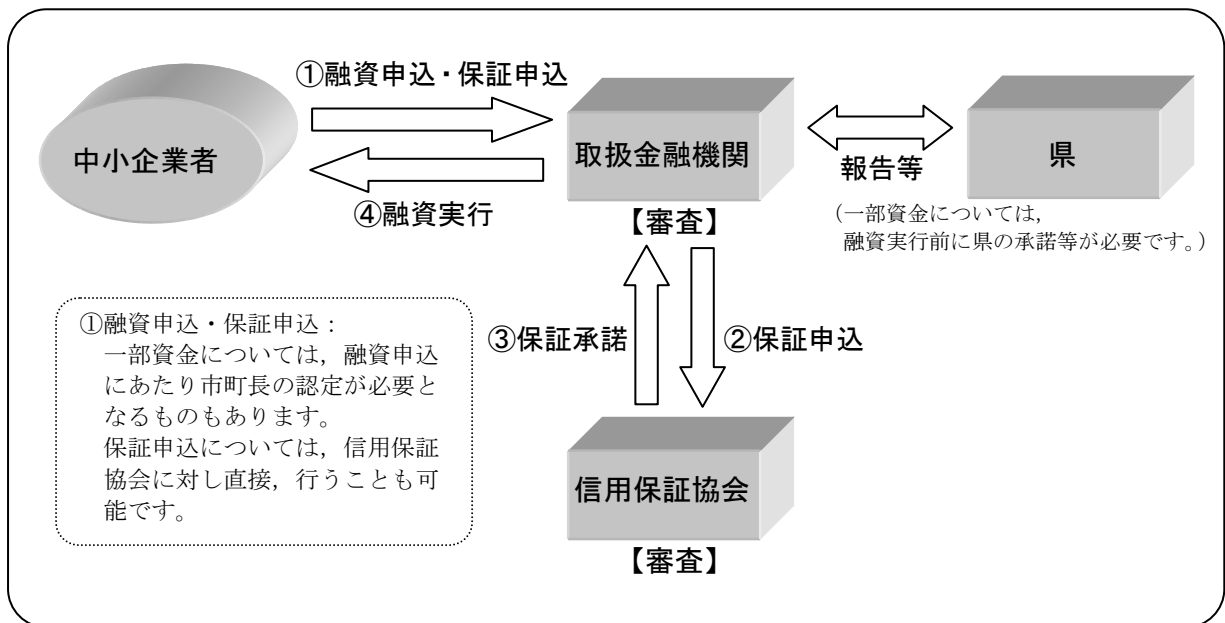
銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合
その他	商工組合中央金庫

【無担保スピード保証融資制度】

銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀

- 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

《融資までの一般的な流れ》



5 お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

(〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3321)

各資金の詳しい内容は、広島県ホームページでも御確認できます。

[トップページ] (URL:<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>)

→ [しごと・産業] → [融資・助成・経営支援] → [融資]

→ [中小企業向け融資制度] → [広島県県費預託融資制度のご案内]

→ [広島県無担保スピード保証融資のご案内]

【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

・本 所

(〒730-8691 広島市中区上幟町3-27 TEL 082-228-5501)

・福山支所

(〒720-0067 福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル 8階 TEL 084-923-4893)

・三原支所

(〒723-0014 三原市城町3-1-1 三原港湾ビル 3階 TEL 0848-63-4173)

・呉 支 所

(〒737-0029 呉市宝町1-10 交通局宝町ビル 3階 TEL 0823-21-9281)

・備北支所

(〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル 1階 TEL 0824-62-3917)

◀信用保証制度とは▶

国の信用保険制度に密接に関連した制度で、信用保証協会が借入債務を保証し、中小企業者等の信用力を補うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- 保証制度の利用者は、別途、保証料の負担が必要です。
- 県は信用保証制度に関し、次のような支援措置を行っています。
 - ・ 信用保証協会による保証が行われやすくなるよう、代位弁済に伴う損失の一部を補償しています。
 - ・ 保証料の一部を利用者に代わって負担しています。

このご案内では制度の概要のみを記載しています。

具体的にお申し込みになる際には、事前に詳しい対象要件などを御確認ください。

融資にあたっては、信用保証協会及び取扱金融機関の審査を受けていただく必要があります。

◆県費預託融資制度(その1)

平成23年4月1日現在

制度名	対象者	限度額	使 途	期 間 (据置期間) <small>(運転・設備資金とも利用の場合は、運転資金の融資期間を適用)</small>	利 率 <small>(運転・設備資金とも利用の場合は、運転資金の利率を適用)</small>				信 用 保 証	申 込 先	
					変動金利		固定金利				
					保証付き	保証なし	保証付き	保証なし			
小規模融資	小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者並びに小規模な事業協同小組合、企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証の適用を受ける者 ただし、特別小口保証を利用する場合は、租税を完納していること	小規模企業者等 1,250万円	運 転 7年(6月)	1.47	—	1.67	—	すべて保証付き 料率B (小口零細企業保証適用) ※特別小口保証適用時年0.6%	取扱金融機関	
	無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員	小規模企業者等 1,250万円	運 転 7年(6月)	1.47	—	1.67	—			すべて保証付き 料率B
経営安定融資	一般資金	中小企業者・組合等	1年超 中小企業者 組合等 7,000万円 8,000万円	運 転 7年(1年)	1.97	—	2.17	—	すべて保証付き 料率A	取扱金融機関	
			1年以内 中小企業者 組合等 2,000万円 4,000万円	運 転 1年	1.97	—	1.97	—			
	流動資産担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者	中小企業者 3,000万円	運 転 1年	1.97	—	1.97	—	すべて保証付き年0.68% (流動資産担保融資保証適用)		
緊急対応融資	セーフティネット 資金(国指定)	広域的かつ影響が甚大であるとして国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故又は災害によって影響を受けている中小企業者・組合等 (セーフティネット保証1~4号、6号)	中小企業者 組合等 8,000万円 16,000万円	運 転 (災害の場合は 設備を含む)	運 転 10年(1年) ※災害のみ 設備 10年(3年)	1.22	—	1.42	—	すべて保証付き 年0.7% (経営安定関連保証適用)	取扱金融機関 (セーフティネット認定 は市町)
	セーフティネット 資金(県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 組合等 4,000万円 8,000万円	運 転 (災害の場合は 設備を含む)	運 転 7年(1年) ※災害のみ 設備 10年(3年)	1.22	1.52	1.42	1.72	原則として保証付き 料率B	取扱金融機関
	緊急経営基盤強化 資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ①経済環境の変化により、売上高の減少や経常赤字あるいは売上総利益率等の減少が生じたが、概ね3年後には経営悪化前の業況に回復する見込みのあるもの ②経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商会議所、商工会、商工会連合会又は中小企業再生支援協議会)の推薦を受けたもの	中小企業者 組合等 2,000万円 3,000万円	運 転	7年(1年) ※セーフティネット保証5号 の適用を受ける場合 10年(1年)	(対象者の①に該当する場合) 1.22 1.52 1.42 1.72				原則として保証付き 料率B	取扱金融機関 (推薦は関係団 体窓口)
	借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	中小企業者 組合等 5,000万円 (うち新規の運転資金は、 中小企業者2,000万円、 組合等3,000万円以内)	借 換 (新規の運 転を含む)	10年(1年)	1.22	—	1.42	—	すべて保証付き 料率B	
	特別資金	【雇用対策特別資金】 ※H24.3.31まで 現在雇用している社員を解雇せず、雇用の維持・拡大を図る中小企業者	中小企業者 2,000万円	運 転	7年(1年)	1.22	1.52	1.42	1.72	原則として保証付き 料率B	
	その他、緊急対応が必要であるとして知事が認めた者	中小企業者 組合等 中堅企業 2,000万円 4,000万円 10,000万円	運 転 設 備	知事が別に定める期間	知事が別に定める利率				原則として保証付き 料率B ただし、中堅企業は対象外	取扱金融機関	

◆県費預託融資制度(その2)

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途	期 間 (据置期間) <small>(運転・設備資金とも利用の場合は、運転資金の融資期間を適用)</small>	利 率 <small>(運転・設備資金とも利用の場合は、運転資金の利率を適用)</small>				信 用 保 証	申 込 先
					変動金利		固定金利			
					保証付き	保証なし	保証付き	保証なし		
産業支援融資	創業支援資金	新事業開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社並びに事業開始後5年未満の中小企業者(再挑戦枠あり)	個人・会社 (分社化) 2,500万円 1,500万円	運 転	運転 10年(1年)	1.47	—	1.67	—	すべて保証付き 年0.7% (創業(等)関連・再挑戦支援保証適用)
				設 備	設備 10年(1年)	0.47	—	0.67	—	
	事業活動支援資金	中小企業新事業活動促進法等の認定を受けて行う事業、特定ものづくり基盤技術の技術・技能継承者育成・ものづくり企業の事業承継、事業転換・多角化による新分野への進出、中心市街地への魅力ある個店の出店等、公的産業団地への新規立地等を行う中小企業者・組合等	中小企業者 組合等 20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転	運転 7年(3年)	1.47	1.77	1.67	1.97	原則として保証付き 料率B
				設 備	設備 10年(3年)	0.47	0.77	0.67	0.97	
	新成長分野支援資金	成長分野(環境・エネルギー関連産業)の事業を行う中小企業者で、事業拡大等を行うもの	中小企業者 (うち運転資金 6,000万円)	運 転	運転 7年(3年)	1.47	1.77	1.67	1.97	原則として保証付き 料率B
				設 備	設備 10年(3年)	0.47	0.77	0.67	0.97	
労働支援融資	雇用促進支援資金	事業拡大等に伴い、正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。)する中小企業者	中小企業者 7,000万円	運 転	運転 7年(1年)	1.47	1.77	1.67	1.97	原則として保証付き 料率B
				設 備	設備 10年(3年)	0.47	0.77	0.67	0.97	
	仕事と家庭の両立支援資金	次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、かつ、両立支援企業登録制度に登録し、行動計画に基づく事業を行う中小企業者・組合等	中小企業者 組合等 7,000万円	運 転	運転 7年(1年)	1.47	1.77	1.67	1.97	原則として保証付き 料率B
				設 備	設備 10年(3年)	0.47	0.77	0.67	0.97	
	障害者雇用促進支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 ①新たに障害者を常用雇用するもの ②常用雇用している障害者の割合が、1.8%以上のもの ③障害者の雇用促進のための施設・設備の設置又は改善を行うもの	中小企業者 7,000万円	運 転	運転 7年(1年)	1.47	1.77	1.67	1.97	原則として保証付き 料率B
				設 備	設備 10年(3年)	0.47	0.77	0.67	0.97	

- (注) 1 表示の保証料率より信用保証協会の特別保証料率を利用する方が低い場合は、当該特別保証料率によります。
 2 表示している貸出利率は、平成23年4月1日適用のものであり、金融情勢により変動することがあります。
 3 設備資金の貸出利率について、平成23年度新規融資分に限り、通常の貸出利率から1%引き下げます。(表中の利率は、引下げ後の金利)
 なお、緊急対応融資(セーフティネット資金の災害復旧に関する設備資金)を除きます。
 変動金利の既貸分については、引下げ前の貸出利率(運転資金と同率)で取り扱います。

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途	期 間 (据置期間)	利 率	信 用 保 証	申 込 先
無担保スピード保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 1 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること 2 原則として引き続き1年以上同一事業を行っていること 3 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること 4 直近2期の決算書等を提出できること 5 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること など	3,000万円 (原則として直近決算の平均月商の3か月以内) ただし、総保証債務残高が8,000万円以内で、かつ保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内。	運 転 (簡易な設備資金を含む。)	7年(6月)	取扱金融機関の所定金利 (固定金利又は変動金利: 4.0%以下)	すべて保証付き 料率A	取扱金融機関

○信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率A	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率B	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45

- (注) 1 平成23年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更することがあります。
 2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により信用保証協会が決定します。